

付則 6

品質管理基準

目 次

品質管理基準	1
1. 目的	1
2. 適用	1
3. 管理方法	1
コンクリート材料の品質管理	2
1. 配合報告書	2
2. 生コン納入業者の審査	2
3. スランプの測定	2
4. 圧縮強度試験	2
5. 養生	2
6. シュミットハンマーによる圧縮強度試験の測定 (S.H.テスト)	3
7. 圧縮強度の管理	3
8. 検査時の準備	3
漏水 (侵入水) 試験要領	4
1. 試験の目的	4
2. 試験の方法	4
【添付様式】 漏水 (侵入水) 試験成績表	

品質管理基準

1. 目的

この基準は、下水道工事について工事目的物の品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この基準は、延岡市下水道課が施工する下水道工事について適用する。

品質管理基準及び規格値については、宮崎県県土整備部制定の「品質管理基準（平成 22 年 7 月（令和 2 年 4 月））」を準用する。

3. 管理方法

試験成績表、検査成績表、寸法検査表を提出すること。

ただし、日本工業規格（JIS）等で規格を定めた材料については、規格表示許可工場の示す試験成績表及び検査成績表を提出すれば良い。

コンクリート材料の品質管理

1. 配合報告書

- (1) 受注者は、配合報告書を提出し、監督員の承諾をうけること。
- (2) 配合報告書は、鉄筋、無筋コンクリートのすべてについて提出すること。

2. 生コン納入業者の審査

鉄筋コンクリートは、JIS 工場で製造されたものと同等以上のものを使用すること。

3. スランプの測定

- (1) 1日につき1回以上、または1工種あたりの総使用量 50m³ ごとに1回の試験を基本とする。
- (2) 小規模工種※で1工種あたりの総使用量が 50m³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。
※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。
(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)
- (3) JIS A 1101 スランプ試験方法による。
- (4) スランプ測定中は、立会者及び工事黒板を入れた写真記録を行うものとする。

4. 圧縮強度試験

- (1) 1日につき1回以上、または1工種あたりの総使用量 50m³ ごとに1回の試験を基本とする。
- (2) 小規模工種※で1工種あたりの総使用量が 50m³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。
なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個($\sigma 7 \cdots 3$ 個、 $\sigma 28 \cdots 3$ 個)とする。
- (3) JIS A 1108 コンクリート圧縮強度試験方法による。
- (4) 圧縮強度試験を公共試験所以外で行う場合は、立会者、計器の針及び工事黒板を入れた写真記録を行うものとする。

5. 養生

打設後の養生については適切に行うものとし、特に暑中寒中においては必要に応じて養生の状況を記録しておくものとする。

6. シュミットハンマーによる圧縮強度試験の測定 (S.H.テスト)

(JSCE-G 504 に準ずる)

- (1) 高さが 5m 以上の鉄筋コンクリート擁壁、内宮断面積が 25 m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが 3m 以上の堰・水門・樋門を対象とする。

ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは測定の対象としない。

また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは 1 箇所強度が設計強度の 85%を下回った場合は、原位置コアを採取し圧縮強度試験を行う。

- (2) 測定箇所の判定

- ① 側面平滑部 (型枠面) の水平打撃を原則とする。構造物の形状等の制約から水平方向への打撃が困難な場合は、土木学会規準 (JSCE-G504) の解説に示された方法で、傾斜角度に応じた補正值を求める。
- ② 厚さ 100mm 以下の床版や壁、1 辺が 150mm 以下の断面の柱などの小寸法で、支間の長い部材は避ける。
- ③ 気乾状態の箇所で測定することを原則とする。やむを得ず表面が濡れた箇所や湿っている箇所で測定する場合には、測定装置のマニュアルに従って補正する。

- (3) 測定方法

- ① 反発度 1 箇所あたりの測定打撃点数は、縁部から 30mm 以上離れたコンクリート面で、互いに 30mm 以上の間隔を持った 20 点とする。

※打撃時の反撃や打撃痕などから判断して明らかに異常と認められる値やその偏差が平均値の ±20%以上になる値があれば、その測定値を捨て、これに代わるものを補うものとする。

- ② 各単位 (部材) につき、3 箇所の調査を実施する。
- ③ 調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1 回の試験結果が設計基準強度の 85%以下となった場合は、その箇所の周辺において再調査を 5 箇所実施する。

7. 圧縮強度の管理

- (1) 鉄筋コンクリート等の重要構造については、管理図表により試験値が所定の値に達しているか、または所定の範囲に収まっているかをチェックし、点のバラつきをみて、以後の管理について処置するものとする。

- (2) 前項の管理は、測定点が 10 点以下の場合には、管理図表を省略し、試験表によることができる。

8. 検査時の準備

検査 (完成、既済部分、内面) に際しては、次の資料を整備し提示するものとする。

『配合報告書、試験成績表、管理図表、その他試験報告書等』

漏水（侵入水）試験要領

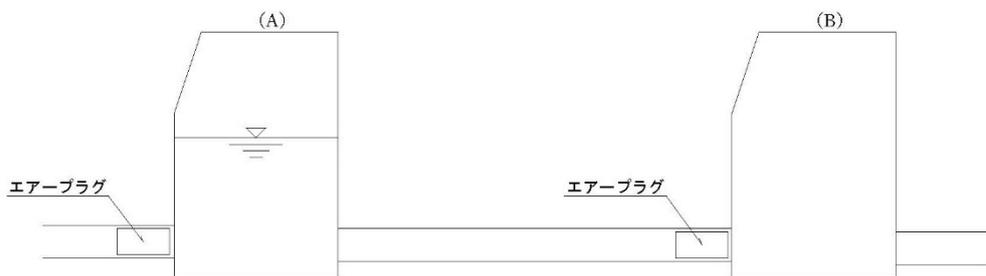
1. 試験の目的

管目地、マンホール取付部及び取付管口からの漏水（侵入水）の有無を確認することにある。

2. 試験の方法

汚水管布設工事においては、特殊な場合を除いて、以下に示すいずれかの方法により試験を行い、試験成績表（別紙様式）を提出すること。

(1) 漏水試験：地下水が管口より低い場合



- ① エアープラグを上図のようにセットする。
- ② 水をマンホール（A）の第1目地以上に入れ、1時間後に水位を測定する。
- ③ 24時間経過した後、水位を測定する。（24時間読値）
- ④ 水位が下がった場合、1日あたりの水量を求める。

(2) 侵入水試験：地下水が管口より高い場合



- ① エアープラグを上図のようにセットする。
- ② 24時間経過した後、水位を測定する。（24時間読値）
- ③ 侵入水があった場合、1日あたりの水量を求める。

